

平成27年10月19日

第10回 定例会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第10回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成27年10月19日（月）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	59	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	60	農地法第3条許可申請について
4	61	農地法第4条許可申請について
5	62	農地法第5条許可申請について
6	63	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
10月19日	午前8時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 6番 神門 達也 (公選)
9番 桑原 和英 (公選)

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長 駒 水 孝 広
農地係参事補 前 原 光 博

議長 平成 27 年第 10 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 11 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

5 番中原委員，7 番沖園委員に、お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 59 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページ 2 ページになります。大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 35 号は中間管理事業のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 36 号は不耕作のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 37 号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 38 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんでございます。

内訳につきましては畑が 8 筆で 7, 181 m²，田が 4 筆で 1, 371 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての，整理番号 35 号から 38 号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 59 号については，報告のとおり承認することに決定いたしま

した。

次に日程第3号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号28号

整理番号28号の申請地は、〇〇町〇〇，畑，382㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，86歳，横浜市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，団体職員兼農業，54歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号28号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号28号の申請地については5ページに掲載してあります。

申請地，〇〇町〇〇は，〇〇〇〇・南側駐車場より南側約80mに位置します。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 続きまして，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号28号を，瀬戸口委員にお願いします。

12番（瀬戸口委員）報告いたします。

10月3日譲受人〇〇〇〇立会いの中現地調査を行いました。

申請地は市道〇〇〇〇線に沿っており、近くには〇〇〇〇駐車場、枕崎市〇〇等の施設があります。

東側の大部分は宅地に接しており，一部は甘しょ畑に接しております。

西側は市道，〇〇〇〇線，南側は宅地，北側は甘しょ畑であります。

畑野現況は約半分は梅・柿等が植樹されており，残り半分は茅が繁茂している状況であり，ここ数年管理されていないのではないかと思われまます。

譲受人は横浜市在住の高齢者で，86歳であります。

相手方の要望もあり，親戚筋である譲受人が退職後の営農拡大を見込んで取得するものであり，問題のない申請と思われまます。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号，農地法第3条許可申請の，整理番号28号については，事務局の説明及び調査員の報告のとおり，許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第 4 号、農地法第 4 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。

整理番号 4 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、198 m²うち 60 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的は倉庫です。

申請事由は、「農機具及び生活資材等保管する倉庫敷地として利用するため。」とのことです。

申請地は、8 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇・枕崎支所より北東約 170m に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね 50m 以内に既存住宅が 7 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

転用目的は倉庫で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は、倉庫及び通路の設置です。

計画面積は 60 m²で問題のないものと思われれます。

申請地の北側は畑、東側は一体利用地の宅地及び畑、南側は畑、西側は山林です。

本件申請地は、申請人が昭和 57 年に東側の宅地に倉庫を建築しましたが、申請地部分に倉庫敷地がはみだしていたもので、今回、追認許可を得ようとするものです。

倉庫転用にあたり、「農地への復旧が経済的にも困難であることや今後、こうした事のないよう農地法を遵守する」との始末書が添付されております。

雨水については自然流下により東側側溝へ放流するよう施されてあります。

建物は高さ 4m の平屋の倉庫であり、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用であります、やむを得ない申請ではないかと思われれます。

以上で説明を終わります。

議長 続きまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします

整理番号 4 号を、沖園委員にお願いします。

7 番（沖園委員）整理番号 4 号について調査の結果を報告いたします。

さる 10 月 9 日に城森委員と前原さんが同行し、申請人〇〇町〇〇番地の〇〇

〇〇さんの立会いのもと調査を行いました。

ただいま事務局から説明ございましたように、申請地〇〇番地は198㎡ですが、申請地の一部に当る60㎡を転用し、農機具倉庫及び生活資材等の保管する倉庫敷地として利用するために申請されたものでございます。

申請地は〇〇川と〇〇川の合流地点から南東へ約200mくらい〇〇〇〇の西約200mくらいで、申請人が管理する〇〇町〇〇番地の西側に隣接しております。遊休化した第1種農地となっております。

〇〇番地は集落接続施設の地域内の宅地であり、昭和57年に倉庫を建設した際倉庫の一部が申請地である〇〇番地の一部にはみ出していることを認知しておらず、一体的に利用してきたものでございます。

なお、申請地の北側は申請人所有の遊休農地、西側は申請人所有の山林となっております。

また、申請地の南側は農地となっておりますが、倉庫から5m以上くらい離れており、日照通風等になんら影響も無いと思われまます。

雨水排水等は自然流下で東側の市道の付帯施設の排水路に処理できる状況にあり、認知せず一体的に利用してきたことは問題がありますが、やむを得ない申請かと思われまます。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第4条許可申請の、整理番号4号については、事務局の説明及び調査員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めまます。

よって、議案第61号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が3件です。

整理番号32号

整理番号32号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、369㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、林業、〇〇〇〇さん、林業、です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいなので、申請地に居宅を新築して移転したい

め。」とのことです。

申請地は 11 ページに掲載してあります。

〇〇中学校から東側約 63mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 369 m²で問題ないものと思われれます。

申請地の北側は宅地、西側は畑、南側は宅地、東側は道です。

一般住宅転用にあたり、造成は、現状のままで、整地のみです。

西側農地境界には、擁壁を施してあり、周囲はブロック積みをし、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、東側側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ 5.6mの平屋であり、農地境界より 2.9m程度控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないように計画します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われれます。

続きまして、整理番号 33 号

整理番号 33 号の申請地は〇〇町〇〇番、田、604 m²です。

譲渡人は〇〇〇〇さん・無職です。

譲受人は株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、木材の製材・土木建築業です。

転用目的は資材置場です。

申請事由は、「木材や建材などの資材を保管する場所が不足しているため、会社から近い申請地を資材置場として利用したい。」とのことです。

申請地は、13 ページに掲載してあります。

〇〇の工場より北東へ 150mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されますが、隣地の既存敷地面積が 2,449 m²で今回申請地面積が 604 m²で、拡張面積が既存敷地面積の 2 分の 1 の 1224.5 m²未満となるため、

不許可例外の既存施設の拡張に該当します。

転用目的は資材置場で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は、原木及び建材の資材置場及び通路の設置です。

計画面積は 604 m²で問題のないものと思われれます。

申請地の北側は用悪水路を挟んで、H27.1 月に転用許可を受けた農地及び雑種地、東側及び南側は、雑種地及び水路、西側は、〇〇〇〇所有の雑種地です。

造成については、転用許可地及び譲渡契約済みの雑種地、占用許可により借り受け予定の用悪水路を一体で工事し、申請地は北側が約 0.5mほど高く、中央に擁壁が存在しますが、現状のまま整地のみおこない、周囲境界には、擁壁を設置

し、周辺土地への土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

また、水路については用悪水路内にある既存水路を撤去し、東側境界にそって、申請地内に、付け替える予定です。

なお、管理者である市関係部局と協議済みであり、芝立水利組合から水路境界から0.5m以上控えて壁を設置すること、周囲農地に迷惑をかけないこと、工事着工の際は十分協議し、了解を得るなどの意見書兼申請人による確約書が添付されております。

雨水については自然流下及び南側水路へ放流により処理する計画です。

境界より1.8m以上の通路を設け、工作物を設置しないため周辺農地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

続きまして、整理番号31号

先月行われた、第10回定例会において、審議保留となった案件です。

太陽光発電施設転用にあたり、被害防除計画の見直しがおこなわれたことから、今回、許可を得ようとするものです。

整理番号31号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、490㎡です。

譲受人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、建築業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、自営業です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「譲渡人の所有する土地を買い、申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電売電事業用地として活用するため。」とのことです。

整理番号31号の申請地は、15ページに掲載してあります。

コンビニ店・〇〇〇〇町店から西側約123mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電施設で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は1m×1.3mの太陽光パネル177枚、214.6kwを設置する計画です。

申請地の北側及び西側は再生利用が困難と思われる山林化した農地、南側は畑、東側は道です。

パネル高は0.5～0.8mとし、境界より1m以上控えて設置する計画で、日照通風等支障を及ぼさないように計画しております。

周囲はネットフェンスを設置し、雨水については東側道路へ流出防止のため、ブロック積みをなし、周囲へ分散して自然流下させ、周辺住宅への被害を及ぼさないよう措置する計画です。隣地所有者から、「雨水が流入しても特段、支障なく同意する」との同意書が添付されています。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しも提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

以上で説明を終わります。

議長 次に整理番号 32 号及び 33 号の調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 32 号を、沖園委員にお願いします。

7 番（沖園委員）整理番号 32 号について調査の結果を報告いたします。

さる 10 月 9 日に城森委員と前原さんと同行し、譲受人〇〇〇〇さんの立会いのもと調査を行いました。

申請は〇〇町〇〇番地の譲受人〇〇〇〇さんが〇〇町〇〇番地の農地を譲渡人〇〇〇〇さんから購入し、居宅を新築して移転するため所有権移転の申請を行うものでございます。

申請地は〇〇中学校から東側約 63m に位置し、東側は市道に面して隣接する南側と北側は住宅となっております。

埋め立て造成された都市計画用途区域内の第 3 種農地となっております。

申請地の西側は約 2m の水路留めの擁壁となっております。擁壁の下は譲渡人の農地となっております。

申請人は西側の擁壁から 2.9m 控えて居宅を建設し、擁壁には転落防止のフェンスを設置することであり、農地に対する通風日照等にはなんら支障の無いものと思われま。

また、敷地の雨水等は約 20 c m の西側を盛土して、東側の市道排水路に放流することとでございます。

なお、申請地は公共下水道区域内にあり、生活排水は下水道への接続となり、周囲の同意も得られておりやむを得ない申請と思われま。

以上です。

議長 整理番号 33 号を、城森委員にお願いします。

8 番（城森委員）整理番号 33 号の現地調査について報告いたします。

10 月 9 日前原さん、沖園委員とともに、〇〇社長立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は〇〇製材工場の南東側 150m 〇〇〇〇のバス置き場に隣接した場所に位置します。

第 1 種農地ではありますが、既存施設の拡張ということで資材置場として申請がなされたものです。

申請地の北側は〇〇転用許可済農地、南側は水路、東側は農道、西側は〇〇〇〇となっております。

申請地の南側は水路がありますが、既存のブロックが詰まれているため、土砂の流出はないものと思われ、また水路は〇〇〇〇の土地の境界に、西側の土地の境界に新設し、既存の水路につなぎ、雨水もこの水路に流すこととです。

問題のない申請ではないかと考えます。

以上報告を終わります。

議長 只今の整理番号 32 号及び 33 号並びに先月保留の案件でありました整理番号 31 号についての説明・報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
12 番（瀬戸口委員）整理番号 31 番について、もう 1 回確認しておきたいのですが、前回保留になった理由につきましては、防水対策がまだ不十分じゃないかということでありましたと記憶してるんですが、今回被害防除計画の見直しであってその説明がなされたんですが、前回と違ってどういうところが見直しをされたか、端的にぱぱっと教えていただければと思います。

事務局 最初まず訂正いたします。

31 号の説明で、先月行われた第 10 回定例会ということで説明いたしましたが、第 9 回定例会ということで訂正いたします。

今指摘がありました被害防除計画でございますけども、前回の被害防除計画では周囲に自然流下し、その対策を取ってなかった状況であります。

今回は道路側にブロック積みをして、周囲の住宅に被害を及ぼさないように処置するというごさいます。

自然流下する隣地の所有者については、流入しても構わないという同意が取れたということで、自然流下するというごさいます被害防除の計画をとれてきたところごさいます。

以上です。

事務局 補足します。

まず道路側にはブロックを積むということで、道路には水は流さないと、それから周りの畑の部分には〇〇さんと〇〇さんから排水を流していいという同意と印鑑を貰っております。

それでも水が流れ出すということがあったらブロックで全部囲むということで、ブロックで囲めば水の重みで擁壁が倒れる可能性もあるよと言ったら、そのときはブロックを積みなおすとか対処をしますということで、周りの〇〇さんと〇〇さんに同意をとれたということで許可したいとって提案しております。

議長 他にございせんか。

7 番（沖園委員）その現地を確認してないんですが、〇〇と〇〇が〇〇さんがいらっしやるんですがどっちをとったんですか。

事務局 〇〇さんの周りの北側と西側に接しております〇〇さんとそれから南側の〇〇さんから同意が取れたということです。

7 番（沖園委員）それならこの〇〇には支障は無いの、その勾配的には。地形的には。

事務局 〇〇はその間に〇〇さんがありますので、一応隣接するところの〇〇さんにはとったということでもあります。

〇〇は接してないです。

7 番（沖園委員）接してない。〇〇は下の畑。ああそうですかわかりました。

議長 他にございませんか。
ないようですので質疑・意見を終結いたします。
おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 32 号及び 33 号並びに整理番号 31 号については、事務局の説明及び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 6 号議案第 63 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 16 ページ 17 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 152-1 号から 168-2 号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外 16 名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外 30 名で、設定面積は田が 7 筆で 2,491 m²、畑が 32 筆で 32,726 m²、樹園地が 4 筆で 8,269 m²でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転でございます。議案書は 18 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 9 号、譲渡人は兵庫県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で、805 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

整理番号 10 号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で、1,096 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 6 号，農用地利用集積計画の調整のうち，利用権設定の整理番号 152 号の 1 から 168 号の 2，及び所有権移転の整理番号 9 号及び 10 号については，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 63 号，農用地利用集積計画の調整の，利用権設定及び所有権移転については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 63 号の決定いたしました案件につきましては，市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨，11 月 10 日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして，本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので，閉会いたします。

なお，この後しばらく休憩ののち，全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 05 分閉会